

議案第 5 1 号

海老名市保育所設置条例及び海老名市特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の保育料を定める条例の一部改正について

海老名市保育所設置条例及び海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の保育料を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 8 月 3 0 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市立下今泉保育園の管理について指定管理者制度を導入することに伴う所要
の改正を行うため

海老名市保育所設置条例及び海老名市特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の保育料を定める条例の一部を改正する条例

(海老名市保育所設置条例の一部改正)

第1条 海老名市保育所設置条例（昭和45年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条を第19条とし、第2条の次に次の16条を加える。

(開所時間、休日等)

第3条 保育所の開所時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、開所時間を伸縮し、又は休日を変更することができる。

(1) 開所時間

ア 月曜日から金曜日まで 午前7時から午後7時まで

イ 土曜日 午前7時から午後5時まで

(2) 休日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、非常変災その他特別の事情がある場合は、保育を行わないことができる。

(指定管理者による管理)

第4条 海老名市立下今泉保育園（以下「下今泉保育園」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 下今泉保育園における保育業務

(2) 下今泉保育園の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関

する業務

(3) その他市長が定める業務

(公募及び申請)

第6条 市長は、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募する。

2 指定管理者の指定を受けようとする団体は、法人格を有するものに限るものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に下今泉保育園の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

4 市長は、申請者がいないときは、再度公募を行うことができる。

(選定の方法及び基準)

第7条 市長は、申請者のうち次に掲げる選定基準を満たすものの中から、下今泉保育園の管理を行わせるのに最も適当と認める申請者を指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

(1) 事業計画書が、保育所の設置目的を効果的に達成するとともに保育サービスの向上を図る内容であること。

(2) 事業計画書が、下今泉保育園の効用を最大限に発揮し、管理に係る経費の縮減を図る内容であること。

(3) 申請者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(4) その他市長が別に定める基準

2 議会の議員、市長、副市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員又は委員は、主として下今泉保育園の管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人になることができない。

3 市長は、候補者がいないときは、再度公募を行うことができる。

(選定の結果の通知)

第8条 市長は、候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請者に通知しなければならない。

(再度の選定)

第9条 市長は、前条の規定による通知を行った後、候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、再び、他の申請者を候補者として選定することができる。

- (1) 候補者の事情により指定管理者の指定を受けることが不可能になったとき。
- (2) 新たに判明した事実により下今泉保育園の管理を行うことが不適当と認められたとき。

(議会の議決)

第10条 市長は、指定管理者の指定に係る議会の議決を経た後に、指定管理者を指定するものとする。

(指定管理者の指定の公告)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を行ったとき。
- (2) 指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第12条 市長と指定管理者は、下今泉保育園の管理に関して協定を締結し、その証として協定書を作成しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書に関する事項
- (2) 管理経費に関する事項
- (3) 指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告書に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止命令に関する事項
- (6) 下今泉保育園の管理上、市に生じた損害賠償に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書は、次に掲げる事項を記載したものとする。

(1) 当該年度の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 当該年度の収入の実績

(3) 当該年度の管理経費の収支状況

(4) その他市長が下今泉保育園の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

3 指定管理者は、当該年度の途中において、第15条第1項の規定により指定を取り消されたときは、取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日までの事業報告書を市長に提出しなければならない。

(管理業務等の報告の聴取等)

第14条 市長は、下今泉保育園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、管理業務及びそれに係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第15条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 前条に規定する指示に従わないとき。

(2) 下今泉保育園の管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により、指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責を負わない。

(原状回復の義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき若しくは前条第1項の規定により指定を取り消されたとき又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長

の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第17条 指定管理者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

（秘密保持義務）

第18条 指定管理者及び管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）

は、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては、海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号）の主旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び従事者は、下今泉保育園の管理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職務を退いた後においても同様とする。

（海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部改正）

第2条 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例（平成27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「認定の」を「支給認定（法第20条第4項に規定する支給認定をいう。）の」に改め、同条第1号中「法第19条第1号に規定する支給認定（法第20条第4項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）を受けた者」を「法第19条第1項第1号の小学校就学前子ども」に改め、同条第2号中「法第19条第2号に規定する支給認定を受けた者」を「法第19条第1項第2号の小学校就学前子ども」に改め、同条第3号中「法第19条第3号に規定する支給認定を受けた者」を「法第19条第1項第3号の小学校就学前子ども」に改める。

第4条中「別に定める延長保育料を」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額を上限として規則で定める額を、延長保育料として」に改め、同

条に次の各号及び1項を加える。

- (1) 午後6時を超えて延長保育を利用することの承認を受けている者 月額5,000円
- (2) 午後6時から午後6時30分までの延長保育を利用することの承認を受けている者で同時刻を超えて延長保育を利用するもの 日額500円
- (3) 第1号に掲げる者以外の者で保育標準時間（1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。））の認定を受けている者 日額1,000円
- (4) 第1号に掲げる者以外の者で保育短時間（1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。））の認定を受けている者 30分当たり500円

2 前項の規定にかかわらず、海老名市立下今泉保育園においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が延長保育料を徴収し、指定管理者の収入とすることができる。この場合において、延長保育料は、前項に規定する額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条中海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例第2条の改正規定及び次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第1条の規定による改正後の海老名市保育所設置条例第6条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他指定に関して必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同条から第12条までの規定の例により行うことができる。